

第5回宮古市新型コロナウイルス感染症暮らし・経済対策本部会議概要

日 時 令和2年4月30日(木)
午後2時10分から3時まで
会 場 本庁舎4階災害対策本部室

<出席者>

- (本部員) 市長、両副市長、教育長、総務部長、企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、都市整備部長、上下水道部長、危機管理監、議会事務局長、教育部長、会計管理者
(幹事他) 総務課長、財政課長、税務課長、企画課長兼公共交通推進課長、秘書課長、総合窓口課長、環境生活課長、福祉課長(代理)、こども課長、産業支援センター所長、産業支援センター主幹、観光課長、建設課長、経営課長、危機管理課長、学校教育課長、各総合事務所長
(事務局) 総務課長、総務課行政係長、総務課主査

1 開会

2 挨拶

3 協議・決定内容等

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う暮らし・経済対策について

- ・特別定額給付金事業は、早急な支援が必要となる職を失った方を想定し、ホームページに申請書を掲載予定。5/2には、相談窓口を設置する。通常の申請書を郵送する方式も5月中旬までに発送できるように事務を進める。
- ・児童扶養手当受給者に対する経済的支援は、5/15には給付できるよう進める。
- ・子育て世帯への臨時特別給付金は、6月中旬の給付となるよう事務を進める。
- ・中小企業者等事業継続給付金は、予定どおり、4/30申請書を新聞折り込み、5/1から受付を開始する。
- ・家計の急変により、学業の継続が困難となる大学生等を支援するため、奨学金の貸付けを受けることができる範囲を拡大する方向で事務を進める。
- ・条例制定・改正に伴う施策は、可能な限り早期の制定・改正を目指す。

(2) 相談窓口の状況

- ・4/2に相談窓口を設置して以降の相談件数は次のとおり(件数は、4/28までを集計)。
 - ア 市民の暮らしに関する相談窓口 132件(特別定額給付金、税等の支払い猶予制度、資金貸付制度など)
 - イ 事業者の経営・雇用に関する相談窓口 157件(売り上げ減少に伴う支援制度情報、資金繰り、雇用相談など)
- ・市民の暮らし相談窓口には、特別定額給付金に関する相談が急増している。
- ・事業者相談窓口では、依然として飲食業からの問い合わせが6割以上を占めている。

(3) その他

- ・次回本部会議は、5月7日(木)午後の実施として調整する。

※宮古市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催、終了後に引き続き暮らし・経済対策本部会議を開催する(会場は、本庁舎4階災害対策本部室)。

4 閉会